各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
第 1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）				
適・否	一般原則及び基本方針	⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援Ｂ型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援Ｂ型を提供しているか。	第 10 条第 1 項	・就労継続支援B型計画 ・アセスメントの記録 ・モニタリングの記録
適・否		⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援Ｂ型の提供に努めているか。	第 10 条第 2 項	
適・否		⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。	第 10 条第 3 項	・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・研修計画 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修受講修了証明書 ・研修の実施記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
適・否		⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。	第 10 条第 4 項	
適・否		⑸　障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。	第 169 条	
第 2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）				
適・否	1 職業指導員及び生活支援員	①　職業指導員及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上となっているか。 ②　職業指導員の数は、事業所ごとに、1 以上となっているか。 ③　生活支援員の数は、事業所ごとに、1 以上となっているか。 ④　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤となっているか。	第 170 条（第 157 条第 1 項第 1 号及び第 4 項準用）	・職員名簿 ・雇用契約書 ・発令簿又は辞令 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・利用者数に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
適・否	2 サービス管理責任者	事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ①　利用者の数が 60 以下　1 以上 ②　利用者の数が 61 以上　1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1 人以上は常勤となっているか。	第 170 条（第 157 条第 1 項第 2 号及び第 5 項準用）	
適・否	3 利用者数の	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。	第 170 条（第 157 条	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
	算定	ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	第2項準用）	
適・否	4 職員の専従	従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	第170条（第157条第3項準用）	
適・否	5 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第170条（第55条準用）	
適・否	6 従たる事業所を設置する場合の特例	事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	第170条（第79条準用）	
第３ 設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）				
適・否	1 設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。 ただし、訓練・作業室は、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は設けないことができる。また、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 そして、これらの設備は専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。	第171条（第159条第1項及び第3項から第5項準用）	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
適・否	2 訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。そして、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	第171条（第159条第2項第1号準用）	
適・否	3 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。	第171条（第159条第2項第2号準用）	
適・否	4 洗面所及び便所	利用者の特性に応じたものであるか。	第171条（第159条第2項第3号準用）	
第４ 運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）				
適・否	1 内容及び手続の説明及び同意	⑴ 支給決定障害者等が指定就労継続支援Ｂ型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定就労継続支援Ｂ型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 ※ 重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等	第173条（第16条第1項準用）	・利用申込書 ・申込時の説明書 ・同意に係る書類 ・運営規程 ・利用契約書 ・重要事項説明書
適・否		⑵ 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 ※ 交付すべき書面に記載すべき内容 経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定就労継続支援Ｂ型の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口	第173条（第16条第2項準用）	
適・否	2 契約支給量	⑴ 指定就労継続支援Ｂ型を提供するときは、当該指定就労継続支援Ｂ型の内容、契約支給量、その他の	第173条（第17条第	・受給者証写し

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
	の報告等	必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	1項準用）	
適・否		⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	第173条(第17条第2項準用)	
適・否		⑶　指定就労継続支援Ｂ型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。	第173条(第17条第3項準用)	・契約内容報告書の控え
適・否		⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶に準じて取り扱っているか。	第173条(第17条第4項準用)	・受給者証写し ・契約内容報告書の控え
適・否	3 提供拒否の禁止	正当な理由がなく、指定就労継続支援Ｂ型の提供を拒んでいないか。	第173条(第18条準用)	・利用申込受付簿
適・否	4 連絡調整に対する協力	指定就労継続支援Ｂ型の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	第173条(第19条準用)	・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録
適・否	5 サービス提供困難時の対応	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	第173条(第20条準用)	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
適・否	6 受給資格の確認	指定就労継続支援Ｂ型の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	第173条(第21条準用)	・受給者証写し
適・否	7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	⑴　就労継続支援Ｂ型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	第173条(第22条第1項準用)	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
適・否		⑵　就労継続支援Ｂ型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	第173条(第22条第2項準用)	・利用者に関する記録 ・援助等の記録
適・否	8 心身の状況等の把握	指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	第173条(第23条準用)	・利用者に関する記録
適・否	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	⑴　指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。	第173条(第24条第1項準用)	・利用者に関する記録 ・他のサービス提供者との連携に関する記録
適・否		⑵　指定就労継続支援Ｂ型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。	第173条(第24条第2項準用)	
適・否	10 サービスの提供の記録	⑴　指定就労継続支援Ｂ型を提供したときは、当該指定就労継続支援Ｂ型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援Ｂ型の提供の都度記録しているか。	第173条(第26条第1項準用)	・サービス提供実績記録票 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否		⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定就労継続支援Ｂ型を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。	第173条(第26条第2項準用)	・サービス提供実績記録票
適・否	11 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	⑴　指定就労継続支援Ｂ型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	第173条(第27条第1項準用)	・運営規程 ・領収証控え
適・否		⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、そ	第173条(第27条第2項準用)	・説明書類 ・同意に係る書類

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		の同意を得ているか。 ただし、12 の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。		
適・否	12 利用者負担額等の受領	⑴ 指定就労継続支援Ｂ型を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労継続支援Ｂ型に係る利用者負担額の支払を受けているか。	第 173 条(第 134 条第 1 項準用)	・利用者負担額請求書 ・領収証控え
適・否		⑵ 法定代理受領を行わない指定就労継続支援Ｂ型を提供したときは、支給決定障害者から当該指定就労継続支援Ｂ型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	第 173 条(第 134 条第 2 項準用)	
適・否		⑶ ⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受ける場合、下記⑷～⑹の内容に基づいて支払いを受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 日用品費 ③ ①及び②のほか、指定就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	第 173 条(第 134 条第 3 項準用)	・請求書 ・領収証控え ・日用品費等の額がわかる書類 ・運営規程
適・否		⑷ ⑶の①に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。 ※ 「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）	第 173 条(第 134 条第 4 項準用)	・請求書 ・領収証控え ・運営規程
適・否		⑸ ⑴から⑶までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	第 173 条(第 134 条第 5 項準用)	・領収証控え
適・否		⑹ ⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定就労継続支援Ｂ型の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	第 173 条(第 134 条第 6 項準用)	・同意に係る書類等 ・説明書類
適・否	13 利用者負担額に係る管理	当該支給決定障害者が同一の月に指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労継続支援Ｂ型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	第 173 条(第 29 条準用)	・利用者負担額合計額の算定書類 ・利用者負担上限額管理結果票 ・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え
適・否	14 訓練等給付費の額に係る通知等	⑴ 法定代理受領により指定就労継続支援Ｂ型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	第 173 条(第 30 条第 1 項準用)	・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え
適・否		⑵ 法定代理受領を行わない指定就労継続支援Ｂ型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援Ｂ型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	第 173 条(第 30 条第 2 項準用)	・サービス提供証明書控え
適・否	15 取扱方針	⑴ 就労継続支援Ｂ型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援Ｂ型の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	第 173 条(第 60 条第 1 項準用)	・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否		⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	第 173 条(第 60 条第 2 項準用)	
適・否		⑶ 指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対	第 173 条(第 60 条第	・説明書類

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	3 項準用）	
適・否		⑷　提供する指定就労継続支援Ｂ型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	第 173 条（第 60 条第 4 項準用）	・質の評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
適・否	16 計画の作成	⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援Ｂ型に係る就労継続支援Ｂ型計画の作成に関する業務を担当させているか。	第 173 条（第 61 条第 1 項準用）	・就労継続支援B型計画
適・否		⑵　サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	第 173 条（第 61 条第 2 項準用）	・アセスメントの記録
適・否		⑶ アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	第 173 条（第 61 条第 3 項準用）	・アセスメントの記録
適・否		⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	第 173 条（第 61 条第 4 項準用）	・面接の記録 ・説明書類
適・否		⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ｂ型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援Ｂ型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援Ｂ型計画の原案を作成しているか。 この場合において、事業所において提供する指定就労継続支援Ｂ型以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援Ｂ型計画の原案に位置付けるよう努めているか。	第 173 条（第 61 条第 5 項準用）	・就労継続支援B型計画の原案
適・否		⑹　サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容について、意見を求めているか。	第 173 条（第 61 条第 6 項準用）	・会議録等
適・否		⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	第 173 条（第 61 条第 7 項準用）	・説明文書 ・同意の文書
適・否		⑻　サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該就労継続支援Ｂ型計画を記載した書面を交付しているか。	第 173 条（第 61 条第 8 項準用）	・利用者等への交付の記録
適・否		⑼　サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。	第 173 条（第 61 条第 9 項準用）	・モニタリングの記録 ・就労継続支援B型計画
適・否		⑽　サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ①　定期的に利用者に面接すること。 ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。	第 173 条（第 61 条第 10 項準用）	・面接の記録 ・モニタリング記録
適・否		⑾ 就労継続支援Ｂ型計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。	第 173 条（第 61 条第 11 項準用）	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
適・否	17 サービス管理責任者の責務	⑴　サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	第 173 条(第 62 条第 1 項準用)	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・従業者に対する助言等に関する記録
適・否		⑵　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	第 173 条(第 62 条第 2 項準用)	・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否	18 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。	第 173 条(第 63 条準用)	・相談等の記録
適・否	19 訓練	⑴　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。	第 173 条(第 135 条第 1 項準用)	・指定就労継続支援Ｂ型の提供に関する記録 ・勤務表
適・否		⑵　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	第 173 条(第 135 条第 2 項準用)	
適・否		⑶　常時１人以上の従業者を訓練に従事させているか。	第 173 条(第 135 条第 3 項準用)	
適・否		⑷　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援Ｂ型事業者が運営する事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	第 173 条(第 135 条第 4 項準用)	
適・否	20 生産活動	⑴　生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。	第 173 条(第 84 条第 1 項準用)	・作業指導方針
適・否		⑵　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。	第 173 条(第 84 条第 2 項準用)	・作業指導方針 ・作業日誌
適・否		⑶　生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。	第 173 条(第 84 条第 3 項準用)	
適・否		⑷　生産活動の機会の提供に当たっては、消火設備、防じん設備等の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。	第 173 条(第 84 条第 4 項準用)	・平面図 ・備品等に関する台帳
適・否	21 工賃の支払等	⑴　利用者に対し、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。	第 172 条第 1 項	・作業日誌 ・工賃支給台帳 ・財務諸表 ・工賃向上計画 ・利用者に対する通知の記録 ・本市への報告(年度当初の体制届)の控え
適・否		⑵　⑴により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当りの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）は、3,000 円を下回っていないか。	第 172 条第 2 項	
適・否		⑶　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。	第 172 条第 3 項	
適・否		⑷　毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払った工賃の平均額を利用者に通知するとともに、本市に報告しているか。	第 172 条第 4 項	
適・否		⑸　⑴に規定する工賃については、原則として、自立支援給付による収入をもって充てていないか。 ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	第 173 条(第 163 条第 6 項準用)	
適・否	22 実習の実施	⑴　利用者が就労継続支援Ｂ型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。	第 173 条(第 164 条第 1 項準用)	・実習受入先名簿

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
適・否		⑵ ⑴の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。	第 173 条（第 164 条第 2 項準用）	・関係機関との連携に関する記録
適・否	23 求職活動の支援等の実施	⑴ 公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援に努めているか。	第 173 条（第 165 条第 1 項準用）	・求職活動に関する記録
適・否		⑵ 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。	第 173 条（第 165 条第 2 項準用）	・関係機関との連携に関する記録
適・否	24 職場への定着のための支援等の実施	⑴ 利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。	第 173 条（第 166 条第 1 項準用）	・相談等の記録 ・関係機関との調整に関する記録
適・否		⑵ 利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、⑴に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。	第 173 条（第 166 条第 2 項準用）	・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録
適・否	25 食事	⑴ あらかじめ、食事の提供の有無並びにこれを行う場合における食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。	第 173 条（第 86 条第 1 項）	・説明書類 ・同意の書類
適・否		⑵ 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容となるよう、必要な栄養管理を行っているか。	第 173 条（第 86 条第 2 項）	・食事の提供に関する記録
適・否		⑶ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	第 173 条（第 86 条第 3 項）	・献立表
適・否		⑷ 食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士及び管理栄養士をいずれも置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	第 173 条（第 86 条第 4 項）	・保健所等の指導に関する書類
適・否	26 緊急時等の対応	現に指定就労継続支援Ｂ型の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	第 173 条（第 35 条準用）	・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・緊急時対応マニュアル等
適・否	27 健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	第 173 条（第 87 条準用）	・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否	28 支給決定障害者等に関する本市への通知	指定就労継続支援Ｂ型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定就労継続支援Ｂ型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき。	第 173 条（第 67 条準用）	・本市への通知の控え
適・否	29 管理者の責務	⑴ 管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。	第 173 条（第 37 条第 1 項準用）	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録 ・業務マニュアル等
適・否		⑵ 管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	第 173 条（第 37 条第 2 項準用）	
適・否	30 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員	第 173 条（第 88 条準用）	・運営規程

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		⑤ 指定就労継続支援Ｂ型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ 虐待防止委員会の設置等に関すること ・ 虐待の防止に関する担当者の選定 ・ 成年後見制度の利用支援 ・ 苦情解決体制の整備 ・ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等 ⑫ その他運営に関する重要事項		
適・否	31 勤務体制の確保等	⑴ 利用者に対し、適切な指定就労継続支援Ｂ型を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	第 173 条（第 69 条第 1 項準用）	・勤務表
適・否		⑵ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定就労継続支援Ｂ型を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	第 173 条（第 69 条第 2 項準用）	・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・雇用契約書 ・辞令書 ・賃金台帳
適・否		⑶ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	第 173 条（第 69 条第 3 項準用）	・研修計画 ・研修資料等 ・研修報告書等 ・研修の実施記録 ・研修受講終了証明書
適・否		⑷ 適切な指定就労継続支援Ｂ型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。	第 173 条（第 69 条第 4 項準用）	・倫理綱領、行動指針 ・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等
適・否	32 業務継続計画の策定等	⑴ 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	第 173 条（第 40 条の 2 第 1 項準用）	・業務継続計画 ・従業者に周知した記録 ・研修及び訓練の実施記録 ・業務継続計画に基づく対応記録等
適・否		⑵ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。	第 173 条（第 40 条の 2 第 2 項準用）	
適・否		⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	第 173 条（第 40 条の 2 第 3 項準用）	
適・否	33 定員の遵守	利用定員を超えて指定就労継続支援Ｂ型の提供を行っていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第 173 条（第 70 条準用）	・利用者数に関する書類 ・業務日誌 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否	34 非常災害	⑴ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立	第 173 条（第 71 条第	・消防用設備等設置届

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
	対策	て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	1項準用）	出書 ・消防計画（消防計画に準ずる計画） ・非常災害時対応マニュアル等
適・否		⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	第173条（第71条第2項準用）	・避難訓練等の記録
適・否		⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。	第173条（第71条第3項準用）	
適・否	35 衛生管理等	⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	第173条（第89条第1項準用）	・衛生マニュアル等 ・設備・備品台帳
適・否		⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	第173条（第89条第2項準用）	
適・否		⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。	第173条（第89条第3項準用）	・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の指針 ・研修及び訓練の実施記録
適・否	36 協力医療機関	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	第173条（第90条準用）	・協力医療機関との契約書
適・否	37 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	第173条（第42条第1項及び第2項準用）	・掲示物又は備え付けの書面
適・否	38 秘密保持等	⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	第173条（第43条第1項準用）	・就業規則 ・就業時の取り決め等 ・秘密保持に係る同意書
適・否		⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	第173条（第43条第2項準用）	
適・否		⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	第173条（第43条第3項準用）	・情報提供に関する同意書
適・否	39 情報の提供等	⑴　指定就労継続支援Ｂ型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	第173条（第44条第1項準用）	・広告、ポスター、パンフレット、HP等 ・情報開示の手順等に関する規程 ・情報開示に係る記録
適・否		⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。	第173条（第44条第2項準用）	
適・否	40 利益供与	⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者	第173条（第45条第	・就業規則

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
	等の禁止	等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1項準用）	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録
適・否		⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	第173条（第45条第2項準用）	
適・否	41 苦情解決	⑴　その提供した指定就労継続支援Ｂ型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。	第173条（第46条第1項準用）	・苦情相談体制図 ・苦情解決手順書 ・説明書類 ・掲示物 ・パンフレット
適・否		⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	第173条（第46条第2項準用）	・苦情の記録 ・改善に向けた取組に関する記録
適・否		⑶　その提供した指定就労継続支援Ｂ型に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第173条（第46条第3項準用）	・本市からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録
適・否		⑷　その提供した指定就労継続支援Ｂ型に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労継続支援Ｂ型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第173条（第46条第4項準用）	
適・否		⑸　その提供した指定就労継続支援Ｂ型に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第173条（第46条第5項準用）	
適・否		⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。	第173条（第46条第6項準用）	・本市等に対する改善報告の控え
適・否		⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	第173条（第46条第7項準用）	・運営適正化委員会の調査等に関する記録
適・否	42 事故発生時の対応	⑴　利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	第173条（第47条第1項準用）	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等
適・否		⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。	第173条（第47条第2項準用）	・事故等発生状況報告書 ・業務日誌 ・ヒヤリ・ハット報告等
適・否		⑶　利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。	第173条（第47条第3項準用）	・事故に関する記録 ・損害賠償に関する記録 ・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関す

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
				る書類
適・否	43 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1 年に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	第 173 条(第 47 条の 2 準用)	・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・研修資料等 ・研修の実施記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
適・否	44 身体拘束等の禁止	⑴ 指定就労継続支援B型の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。 ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。	第 173 条(第 42 条の 2 第 1 項準用)	・就労継続支援B型計画 ・身体拘束等が行われた場合の記録 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修の実施記録
適・否		⑵ ⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	第 173 条(第 42 条の 2 条第 2 項準用)	
適・否		⑶ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1 年に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること。	第 173 条(第 42 条の 2 第 3 項準用)	
適・否	45 地域との連携等	その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	第 173 条(第 74 条準用)	・事業計画等 ・地域との活動の記録 ・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録
適・否	46 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援Ｂ型の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。	第 173 条(第 48 条準用)	・会計関係書類
適・否	47 記録の整備	⑴ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	第 173 条(第 75 条第 1 項準用)	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
適・否		⑵ 利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から 5 年間保存しているか。 ① 就労継続支援B型計画 ② 指定就労継続支援B型の提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録	第 173 条(第 75 条第 2 項準用)	・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・本市への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故等の記録
	（電磁的記録等）	記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記 2⑴及び 6 を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。 また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているも	第 419 条第 1 項及び第 2 項	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		のについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。 ※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。		
第 5　多機能型に関する特例（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）				
適・否	1 規模に関する特例	多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計が 20 人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。 ①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6 人以上 ②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6 人以上 （ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が 10 人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）の利用定員が 6 人以上とする。） ③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10 人以上	第 335 条第 1 項(第 181 条)	
適・否	2 事業者の員数等に関する特例	⑴　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	第 181 条第 1 項	
適・否		⑵　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ①　利用者の数の合計が 60 以下　1 以上 ②　利用者の数の合計が 61 以上　1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	第 181 条第 2 項	
適・否	3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	第 182 条	
第 6　変更の届出等（法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）				
適・否		⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第 34 条の 23 に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 注）「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の 1 カ月前まで ※　法律上は「10 日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職	法第 46 条第 1 項	・届出書等控え

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。 ※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。） ※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の 2 カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の１カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。		
適・否		⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 46 条第 2 項	
第 7 訓練等給付費の算定及び取扱い （告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）） （留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1031001 号）） （法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）				
適・否	1 基本事項	⑴　指定就労継続支援Ｂ型に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 14 により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）」を乗じて得た額を算定しているか。 ただし、その額が現に当該指定就労継続支援Ｂ型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援Ｂ型事業に要した費用の額となっているか。	告示 1 及び法第 29 条第 3 項	・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費明細書
適・否		⑵　⑴により、指定就労継続支援Ｂ型に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	告示 2	
適・否	2 就労継続支援Ｂ型サービス費	⑴　年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 1	・訓練等給付費請求書 ・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・利用者数に関する書類 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況がわかる書類等 （以下は⑵～⑷を算定している場合に限る。） ・工賃支給台帳 ・工賃実績報告 ・工賃向上計画
適・否		⑵　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ） 工賃向上計画を作成している事業所であって、当該事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 6 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 2	
適・否		⑶　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ） 工賃向上計画を作成している事業所であって、当該事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 7.5 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 3	
適・否		⑷　就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）	告示別表第 14 の 1 の	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		工賃向上計画を作成している事業所であって、当該事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 10 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	注 4	
適・否		⑸ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ） 工賃向上計画を作成していない事業所であって、当該事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 6 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 5	
適・否		⑹ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ） 工賃向上計画を作成していない事業所であって、当該事業所ごとに置くべき職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の平均値を 7.5 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、特定指定就労継続支援Ｂ型を提供した場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 6	
適・否		⑺ 就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ） ⑵から⑹までに規定する以外の事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、利用定員に応じ 1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援Ｂ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 7	
適・否		⑻ ⑵、⑶及び⑷の算定に当たって、事業所の指定を受けた日から 1 年間は、事業所の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が 1 万円未満の場合とみなして、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、事業所が新規に指定を受けた日から 6 月以上 1 年未満の間は、指定を受けた日から 6 月間における当該事業所の平均工賃月額に応じ、1 日につき所定単位数を算定することができる。	告示別表第 14 の 1 の注 9	
適・否	3 定員超過利用減算	以下の場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 ① 過去 3 月間の利用者数の平均値が、以下のいずれかに該当する場合 ア 利用定員 11 人以下‥‥利用定員数に 3 を加えて得た数を超える場合 イ 利用定員 12 人以上‥‥利用定員数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超える場合 ② 1 日の利用者の数が、以下のいずれかに該当する場合 ア 利用定員 50 人以下‥‥利用定員数に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員 51 人以上‥‥利用定員数に当該利用定員数から 50 を控除した数に 100 分の 25 を乗じて得た数に 25 を加えた数を加えて得た数を超える場合	告示別表第 14 の 1 の注 10⑴	・訓練等給付費明細書 ・利用者数に関する書類 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等
適・否	4 人員欠如減算	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。 職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が減算適用月から 3 月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から 5 月以上継続している場合は、	告示別表第 14 の 1 の注 10⑴ 留意事項第二の 1⑻	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		所定単位数に 100 分の 50 を乗じて得た数を算出しているか。		
適・否	5 就労継続支援B型計画未作成減算	指定就労継続支援Ｂ型の提供に当たって、就労継続支援Ｂ型計画等が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 作成されていない期間が 3 月未満の場合　100 分の 70 ② 作成されていない期間が 3 月以上の場合　100 分の 50	告示別表第 14 の 1 の注 10(2)	・訓練等給付費明細書 ・就労継続支援B型計画
適・否	6 短時間利用減算	2(5)から(7)までについては、前 3 月における事業所の利用者うち、指定就労継続支援Ｂ型の平均利用時間（前 3 月において当該利用者が当該事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が 4 時間未満の利用者の占める割合が 100 分の 50 以上である場合には、所定単位数の 100 分の 30 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 11	・訓練等給付費明細書
適・否	7 情報公表未報告減算	情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	告示別表第 14 の 1 の注 12	・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告
適・否	8 業務継続計画未策定減算	以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援Ｂ型の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	告示別表第 14 の 1 の注 13	・業務継続計画 ・従業者に周知した記録 ・研修及び訓練の実施記録 ・業務継続計画に基づく対応記録等
適・否	9 身体拘束廃止未実施減算	次のいずれかに該当する場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。 ② 次に掲げる措置を講じていない場合 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1 年に 1 回以上）に開催すること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること。	告示別表第 14 の 1 の注 14	・訓練等給付費明細書 ・就労継続支援B型計画 ・身体拘束が行われた場合の記録 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・従業者に周知した記録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・研修の実施記録
適・否	10 虐待防止措置未実施減算	以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1 年に 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1 年に 1 回以上）に実施すること。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	告示別表第 14 の 1 の注 15	・発令簿 ・事務分掌 ・委員会の設置に関する規程 ・委員名簿、委嘱状 ・委員会の記録 ・研修資料等 ・研修報告書等

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
				・研修の実施記録 ・倫理綱領、行動指針 ・虐待防止マニュアル
適・否	11 他のサービスとの関係	利用者が就労継続支援Ｂ型以外の障害福祉サービスを受けている間は、就労継続支援Ｂ型サービス費を算定していないか。	告示別表第14の1の注16	
適・否	12 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)	⑴ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。）が、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数を 40 で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第14の2の注1	・訓練等給付費明細書 ・職員名簿 ・勤務表 ・利用者に関する記録 ・利用者数に関する書類
適・否		⑵ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 視覚障害者等である指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第14の2の注2	
適・否	13 高次脳機能障害者支援体制加算	脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置していること。 ② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。	告示別表第14の2の注2の2	・訓練等給付費明細書 ・指定就労継続支援Ｂ型の提供に関する記録
適・否	14 就労移行支援体制加算（Ⅰ）～(Ⅳ)	⑴ 就労移行支援体制加算（Ⅰ） 2⑵の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は2⑶の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所であって、事業所における指定就労継続支援Ｂ型を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が 6 月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所において指定就労継続支援Ｂ型を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援Ｂ型を受けた後、就労を継続している期間が 6 月に達した者）（過去 3 年間において、当該事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。）が前年度において 1 人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を	告示別表 第14の3の注1	・訓練等給付費明細書 ・継続して就労している者に関する書類

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		乗じて得た単位数を加算しているか。		
適・否		⑵　就労移行支援体制加算（Ⅱ） 2⑷の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅲ）を算定している事業所であって、就労定着者が前年度において 1 人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	告示別表第14の3の注2	
適・否		⑶　就労移行支援体制加算（Ⅲ） 2⑸の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）又は2⑹の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）を算定している事業所であって、就労定着者が前年度において 1 人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき当該指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	告示別表第14の3の注3	
適・否		⑷　就労移行支援体制加算（Ⅳ） 2⑺の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）を算定している事業所であって、就労定着者が前年度において 1 人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。	告示別表第14の3の注4	
適・否	15 就労移行連携加算	事業所における指定就労継続支援Ｂ型を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ｂ型を受けたものを除く。）が 1 人以上いる事業所において、当該指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ｂ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去 3 年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。	告示別表第14の3の2の注	・訓練等給付費明細書 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・就労移行支援事業者等との連絡調整、相談援助の記録 ・指定特定相談支援事業者に対する情報提供の書類
適・否	16 初期加算	指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第14の4の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否	17 訪問支援特別加算	継続して指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労継続支援Ｂ型の利用がなかった場合において、当該事業所の従業者が、就労継続支援Ｂ型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所における指定就労継続支援Ｂ型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援Ｂ型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援Ｂ型を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	告示別表第14の5の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・訪問の記録 ・相談援助等の記録
適・否	18 利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第14の6の注	・訓練等給付費明細書 ・受給者証写し ・利用者負担上限額管

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
				理結果票
適・否	19 食事提供体制加算	低所得者等であって就労継続支援Ｂ型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね 6 月に 1 回記録していること。	告示別表第 14 の 7 の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・職員名簿 ・勤務表 ・委託契約書 ・費用に関する説明及び同意の書類 ・献立表 ・管理栄養士等の献立確認記録 ・摂食量の記録 ・体重又は BMI の記録
適・否	20 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	⑴ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 8 の注 1	・訓練等給付費明細書 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類 ・資格等を証明する書類 ・経験年数を証明する書類
適・否		⑵ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、⑴を算定している場合は算定しない。	告示別表第 14 の 8 の注 2	
適・否		⑶ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。 ① 職業指導員又は生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 ② 職業指導員又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。	告示別表第 14 の 8 の注 3	
適・否	21 ピアサポート実施加算	以下の①から③までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）が、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ① 2⑸の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、2⑹の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）又は 2⑺の就	告示別表第 14 の 8 の 2 の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）を算定していること。 ② 障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として 2 名以上（当該 2 名以上のうち少なくとも 1 名は障害者等とする。）配置していること。 ③ ②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。		・勤務表 ・障害者等であることがわかる書類 ・研修修了証明書等 ・研修計画 ・研修実施記録
適・否	22 欠席時対応加算	指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援Ｂ型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援Ｂ型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	告示別表第14の9の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・連絡調整の記録 ・相談援助等の記録
適・否	23 医療連携体制加算（Ⅰ）～(Ⅵ)	⑴ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 10 の注 1	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・医師からの指示書 ・看護日誌 ・委託契約書等 ・医療が必要な利用者に関する家族、病院等からの聞取り等の記録
適・否		⑵ 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 10 の注 2	
適・否		⑶ 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 2 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 10 の注 3	
適・否		⑷ 医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	告示別表第 14 の 10 の注 4	
適・否		⑸ 医療連携体制加算（Ⅴ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 10 の注 5	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類 ・認定特定行為業務従事者認定証関係書類 ・委託契約書等 ・指導の記録
適・否		⑹ 医療連携体制加算（Ⅵ） 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、⑴から⑷までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。	告示別表第 14 の 10 の注 6	

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
適・否	24 地域協働加算	2⑸の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）、2⑹の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅴ）又は 2⑺の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅵ）を算定している事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援Ｂ型（当該指定就労継続支援Ｂ型に係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定就労継続支援Ｂ型に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援Ｂ型を受けた利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 11 の注	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・地域と協働して行う取組の内容がわかる書類 ・取組ごとの内容等を公表したことがわかる書類
適・否	25 重度者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	⑴ 重度者支援体制加算（Ⅰ） 指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の 100 分の 50 以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 12 の注 1	・訓練等給付費明細書 ・障害基礎年金1級を受給する利用者の状況一覧 ・障害基礎年金1級受給に関する挙証書類 ・利用者数に関する書類
適・否		⑵ 重度者支援体制加算（Ⅱ） 指定就労継続支援Ｂ型を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金 1 級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型の利用者の数の 100 分の 25 以上であるものとして市長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、⑴を算定している場合は算定しない。	告示別表第 14 の 12 の注 2	
適・否	26 目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員（工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で 1 人以上配置し、2⑵の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）又は 2⑸の就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅳ）を算定している事業所であって、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除した数以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 13 の注	・訓練等給付費明細書 ・工賃支給台帳 ・目標工賃報告 ・工賃実績報告 ・工賃向上計画 ・財務諸表 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・出勤状況に関する書類等 ・利用者数に関する書類
適・否	27 目標工賃達成加算	26 の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる事業所が工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 この場合において、当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（以下「目標年度」という。）の前年度における当該事業所における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が目標年度の前年度における当該事業所における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該事業所における平均工賃月額）以上でなければならない。	告示別表第 14 の 13 の 2 の注	・訓練等給付費明細書 ・工賃支給台帳 ・目標工賃報告 ・工賃実績報告 ・工賃向上計画
適・否	28 送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	⑴ 以下の基準に該当する送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（当該事業所と同一敷地内又は隣接する障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 14 の注 1	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		ア　送迎加算（Ⅰ） 次の①から③までのいずれにも適合すること。 ①　事業所において行われる指定就労継続支援Ｂ型の利用につき、利用者の送迎を行った場合 ②　当該月において、1 回の送迎につき、平均 10 人以上（ただし、利用定員が 20 人未満の事業所にあっては、1 回の送迎につき、平均的に定員の 100 分の 50 以上）の利用者が利用 ③　当該月において、週 3 回以上の送迎を実施 イ　送迎加算（Ⅱ） 上記①の基準に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合すること。		・就労継続支援B型計画 ・送迎の記録 ・車両運行管理簿 ・利用者数に関する書類 ・委託契約書
適・否		⑵　事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	告示別表第 14 の 14 の注 2	
適・否	29 障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 ⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 5 日以内の期間について算定する。 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して 6 日以上 15 日以内の期間について算定する。	告示別表第 14 の 15 の注 1、2、3	・訓練等給付費明細書 ・サービス提供実績記録票 ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・サービス提供実績記録票 ・連絡調整の記録 ・相談援助等の記録 ・運営規程
適・否		障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 ①　運営規程において、当該指定障害者支援施設等が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を 1 以上配置していること。	告示別表第 14 の 15 の注 4	
適・否	30 在宅時生活支援サービス加算	事業所が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると本市が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 16 の注	・訓練等給付費明細書 ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録
適・否	31 社会生活支援特別加算	以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、以下に示す対象となる利用者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援Ｂ型計画等に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し当該支援等を開始した日から起算して 3 年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ≪施設基準≫ ①　置くべき職業指導員及び生活支援員に加え、対象となる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。 ②　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に配置すること又は指定医	告示別表第 14 の 16 の 2 の注	・訓練等給付費明細書 ・受給者証写し ・就労継続支援B型計画 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・勤務表 ・資格等を証明する書類 ・研修計画

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該事業所に訪問させることにより、対象となる利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。 ③　事業所の従業者に対し、対象となる利用者の支援に関する研修が年１回以上行われていること。 ④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 ≪対象となる利用者≫ 医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関との調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から 3 年を経過していないもの又はこれに準ずる者。		・研修実施記録 ・関係機関との連携に関する記録
適・否	32 緊急時受入加算	以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を１以上配置していること。	告示別表第 14 の 16 の 3 の注	・訓練等給付費明細書 ・指定就労継続支援B型の提供に関する記録 ・運営規程
適・否	33 集中的支援加算	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。	告示別表第 14 の 16 の 4 の注	・広域的支援人材による支援の記録
適・否	34 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	指定就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑷までに掲げる加算を算定しているか。 ただし、次の⑴から⑷までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑷までのその他の加算は算定しない。	告示別表第 14 の 17 の注	・訓練等給付費明細書 ・福祉・介護職員等処遇改善計画書 ・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書 ・賃金を改善したことが分かる書類 ・職員に周知した記録 ・労働保険料の領収証 ・研修計画 ・研修実施記録 ・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの
適・否		⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての		

各項目のチェック欄の適・否に〇をつけ、該当しない場合は斜線を引くこと。

チェック 適・否	点検項目	点検内容 （就労継続支援B型）	根拠条例・告示等	関係書類
		福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ　ウについて、全ての職員に周知していること。 オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩　就労継続支援Ｂ型サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。		
適・否		⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
適・否		⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
適・否		⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
第８　その他				
適・否	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。	平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知	